



大津市避難所運営マニュアル

新型コロナウイルス感染症等対応編 (ver.5)

令和2年6月 作成

令和2年8月 改訂

令和3年3月 改訂

令和4年8月 改訂

令和6年5月 改訂

大 津 市

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）から5類感染症に変更されました。

しかし、感染力が強いことから、自然災害等が発生し、避難所を開設する場合には、高齢者等重症化リスクが高い方が多く避難する避難所においては、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、引き続き、手指消毒やマスクの着用、換気などの基本的な感染症対策を適切に行うことが重要です。

このため、令和2年6月に作成した「大津市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対応編）」は廃止せず、一部を改訂し存続させました。

各地域でマニュアルを活用される際には、地域や避難所となる施設の実情に十分配慮し、状況に応じて内容を見直し、適宜追加・修正をお願いします。

内容

1	はじめに	4
(1)	新型コロナウイルス等の感染症対策を想定した避難所運営対応方針	4
(2)	避難方法	4
2	準備期における避難所運営	6
(1)	避難所開設準備・運営の概要と役割	6
(2)	避難所開設に向けた事前準備（市担当者/施設管理者/（避難者リーダー））	7
ア.	十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設	7
イ.	避難所のレイアウト等の検討	8
ウ.	物資・資材等の準備状況及び必要数の把握	10
エ.	避難者の健康管理	10
オ.	発熱者等のための専用スペースの確保	11
カ.	発熱者等が重症化した場合の対応	12
キ.	住民への周知	12
ク.	避難所運営を行う職員等の安全の確保	13
(3)	災害時の対応	13
ア.	住民への周知	13
イ.	避難所における感染症対策	13
ウ.	避難者の健康管理	14
エ.	発熱者等の対応	14
3	避難者向け資料【参考】	14
(1)	大規模な災害発生に備え	14
ア.	避難の検討	14
イ.	避難所での心構え	15
(2)	避難所での感染を防ぐポイント	15

1 はじめに

避難所は、地震や風水害により住宅を失った人や住宅が倒壊するおそれがある方への一時的な宿泊場所です。在宅避難に不安のある方についても避難所への避難は可能ですが、不特定多数の市民が同じ空間に避難することによる新型コロナウイルス等の感染のおそれがあるため、避難者は、安全な場所にある親戚や知人宅などに避難することも事前に検討することが必要です。

しかしながら、災害発生の危険性が高まった時に感染症への恐れや、陽性者であるといった理由から知人宅や避難所への避難をためらい避難できず災害に巻き込まれてしまうといった事態を招くことのないよう、陽性者等が避難することも想定しながら、市及び防災リーダーは本マニュアル等参考に避難所運営にあたることが重要です。また、避難所運営委員等は、施設内の無症状病原体保有者からの感染を拡大させないように避難所内の感染症対策を講じる必要があります。

(1) 新型コロナウイルス等の感染症対策を想定した避難所運営対応方針

〈命を守る避難体制の整備〉

- ・ 感染症をおそれて避難行動を自制することのないように周知する

〈3密を避けるための避難所の確保と整備〉

- ・ 避難所における個室の活用及び自立式テント等による世帯ごとの感染対策

〈避難所における感染予防や衛生環境の考え方の周知〉

- ・ 避難所運営者の感染予防等に関する知識の習得（ゾーニング方法と感染予防方法）
- ・ 感染症対策における備蓄資機材や代替え品等の活用

〈住民への感染予防方法の周知〉

- ・ 避難者への感染予防方法の周知と感染対策物品等の備え

(2) 避難方法

避難者は、感染リスクの程度により避難の形態が異なることから、風水害による浸水や土砂災害の危険が迫っている場合、地震発生後に建物の倒壊や火災等の危険が迫った場合に、まず身の安全を図り、自らの判断や避難誘導等により避難場所・避難所等へ避難します。

建物等の危険がなくなり、自宅が被害を免れた方は自宅へ戻りますが、倒壊や焼失等で自宅へ戻れない方は避難所で避難を続けます。

なお、火災の延焼等で当該避難所が危険な状況になった場合、避難所運営委員等は、避難者を屋外等の避難場所へ誘導し、危険要因がなくなった後に再度、安全な避難所へ誘導します。

発熱や風邪症状のある方は、なるべく人との間隔を保ち、避難所に避難した場合でも、感染拡大防止の観点から、速やかに避難所受付に申し出て、専用の部屋に避難する又は自立式テント等を活用するなど、避難所運営員の指示に従ってください。

POINT

○新型コロナウイルス等の感染症対策を想定した避難所運営例

- ・ 親戚、知人宅への誘導
- ・ 避難者の咳エチケット、手洗いの徹底
- ・ 避難所内での施設ごとによるゾーニングの実施（陽性者、感染疑い者専用建物）
- ・ 避難所内の過密防止対策の徹底
- ・ 避難所外施設（指定避難所以外の施設）の活用

○災害により住宅を失った方や住宅が倒壊するおそれがある方へ、一時的に宿泊場所を提供します。

○体調不良者が避難されてくることを想定し、建物内や動線を分け、感染拡大を防止します。

○公共交通機関の遮断等により、帰宅困難となった方へ、一時的に待機する場所を提供します。

○在宅避難や知人宅避難、車中避難をしている方へ、必要な情報や飲料水及び食糧等の物資を提供します。

○発熱や風邪症状のある方は、感染症等により患している可能性があり、避難スペースや動線が分離されていない避難所では感染拡大のリスクがあることから一般の避難者と同様に滞在することが適当ではありません。被害リスクの少ない地域（親戚や知人宅）への避難も検討しましょう。なお、避難先の家庭に高齢者や基礎疾患のある方、妊婦等がいる場合はそのお宅への避難は避けてください。

○指定避難所以外の避難先については、自宅療養者が多数いるタイミングでは指定避難所以外の民間施設（ホテル・旅館等）に案内することが困難です。指定避難所においてゾーニングされますが、食料等の配布等接触を極力避ける必要があるため、食料を持って避難施設に避難しましょう。

○濃厚接触者の取扱いについては、令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、濃厚接触者は特定せず、法律に基づく外出自粛は求められなくなったことから、これまで実施していた、避難所等の受付時における濃厚接触者か否かの聞き取りや避難所等での分離（別部屋への案内等）については実施しないこととします。ただし、避難者から自発的に御家族等が新型コロナウイルス感染症の発症者であるなど、感染の可能性がある旨の申告があり、また別部屋での避難の希望があった場合等、体調不良者等の避難に支障のない範囲において、適宜別部屋を避難スペースとして活用することは差し支えありません。

用語	内容
新型コロナウイルス感染症等	新型コロナウイルス、季節性インフルエンザ及び風疹等の第5類感染症
体調不良者	感染症の陽性者又は発熱、咳及び倦怠感等の症状のある者
汚染エリア	外部から入ってきた人がいるスペース（エントランス、入口、事務室などの窓口）
グレーエリア	体調チェック、手指衛生などを行うスペース、更衣室、会議室、食事をとる休憩室
専用のスペース（専用スペース）	発熱、咳等の症状が出た者が滞在する避難所での隔離したスペース（個室）
クリーンエリア	感染していない避難者のいるスペース
クラスター	集団感染
ゾーニング	空間を用途別に分けて配置すること
事前受付	総合受付前に、体調不良者等を振り分ける受付
スクリーニング	対象者を選別する
自宅療養者	検査の結果、新型コロナウイルス感染症等と診断され、自宅で療養している方
避難所運営委員会	避難所の運営に関し、避難者が主体的に協議、決定するため、避難者の代表者、市担当者、施設管理者等で構成する運営機関

2 準備期における避難所運営

(1) 避難所開設準備・運営の概要と役割

避難所の開設・運営は、市災害対策本部長が、災害の状況に応じて避難情報の発表を行うほか、避難所の設置場所を定め、開設を指示し、担当の市職員を派遣して開設及び初期の運営を担わせることとなっています。

また、一定規模以上の地震や夜間の風水害などの緊急時に、自主的な避難が必要な場合には、市災害対策本部長の指示がなくとも、施設管理者や派遣された市職員等が避難所の開設準備を行い、避難者を受け入れ、避難所の開設・初期運営を行うこととなっています。

災害の規模が大きい場合には、市職員の到着の遅れや被災等により、避難所の開設や避難所運営へ支障をきたすことから、避難所運営委員会が中心となって自主的に避難所を開設し運営を行うこととなります。しかしながら、感染症に対する対応も急務となるため、市職員を迅速に派遣し、感染予防対策も含めた避難所の運営を行います。

①本部

市長が災害対策本部長として、原則、市役所本庁新館2階災害対策本部室に本部を設置し、本部員会議により、災害の状況に応じた対応方針等を決定します。また、避難所へ避難所担当員や災害対策救助隊員を派遣します。

②避難所担当員

避難所担当員は、避難所を開設し、避難所運営委員会及び施設管理者と連携し、避難所運営の取りまとめを行うとともに、市災害対策本部との連絡調整等を行い、円滑な避難所運営を推進します。また、クラスターが発生することを想定し、衛生環境の向上に努めます。

③施設管理者

施設管理者は、緊急に避難所を開設する必要がある場合に避難所を開設し、住民が組織する避難所運営委員会による避難所運営が軌道に乗るまでの間、本務に支障のない範囲内で避難所運営を行うとともに、運営委員会と連携し、使用する施設の維持管理及び円滑な避難所運営の支援を行います。また、施設の開放における感染症対策について、避難所運営委員会と連絡を密にします。

④避難者(地域住民や帰宅困難者等)

避難所では、さまざまな感染症が発症するおそれがあることから、新型コロナウイルス感染症等に限らず、衛生状態を保つため、手洗い、消毒、マスク等を積極的に使用し、感染予防対策を自ら実施します。

(2) 避難所開設に向けた事前準備(市担当者/施設管理者/(避難者リーダー))

ア. 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

(ア) 市は避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、発生する災害や避難者数等を想定し、同時に多数の指定避難所を開設する体制整備と指定避難所以外の避難所(以下「臨時避難所」という。)の選定・確保に努めるものとする。

(イ) 過去の災害の避難者実績から水害時には市民センターや小中学校等の公的施設を優先的に開設し、国や県、民間施設は2次的に開設することとしている。感染症対策のため、同時に多数の避難所を開設できるよう、市は体制整備を図るものとする。また、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人数を考慮し、臨時避難所の確保を検討する。

※ 小中学校体育館以外の指定避難所の開設も考慮する。

※ 体育館等が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討する。

※ 居住区では、世帯ごとにテント等で隔離を行う。テントや段ボールパーティションが無い場合には世帯間で2m程度の距離を確保することが望ましい。

(ウ) 避難状況から、国や県、民間施設や臨時避難所の開設が必要な場合は、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、地域の実情に応じて国、県有施設等の利用も検討する。

(エ) 災害の危険性が少ない場合、地域の自治会館等の一時避難所を活用し、避難所が密にならないよう努める。

(オ) 建物の安全確認や、施設管理者、地域住民及び自主防災組織の役員等避難者の代表者と必要事項を平時に協議する。(利用する施設の範囲や用途の決定、利用できる設備や資機材の確認等を実施。)

(カ) 避難所運営時の具体的な役割分担、手順を確認する。

① 滋賀県と連携し、県内市町指定避難所の利用についても検討し、あらかじめ防災協定を締結している市町等に人材派遣や施設利用の協力を得る。

② 臨時避難所への支援体制の構築

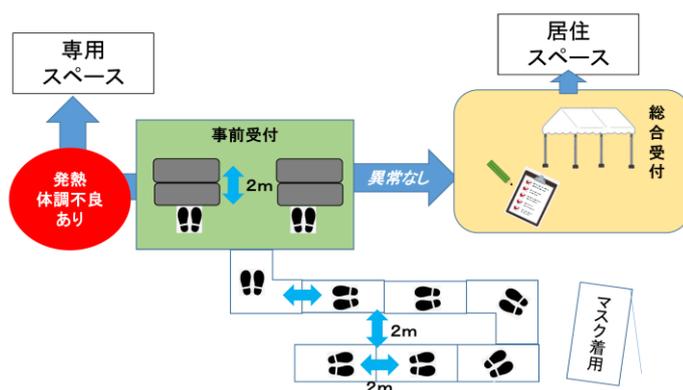
適切な情報発信、必要な物資・資材供給等が行える体制を整備する。

イ. 避難所のレイアウト等の検討

避難者リーダーは市と連携し、下記の事項を検討する。

(ア) 発熱の症状や体調不良の方を早期発見できるように、避難所の入口又は入口付近に「事前受付」を設置する。

※事前受付のレイアウト例 (滋賀県新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドラインより資料抜粋)

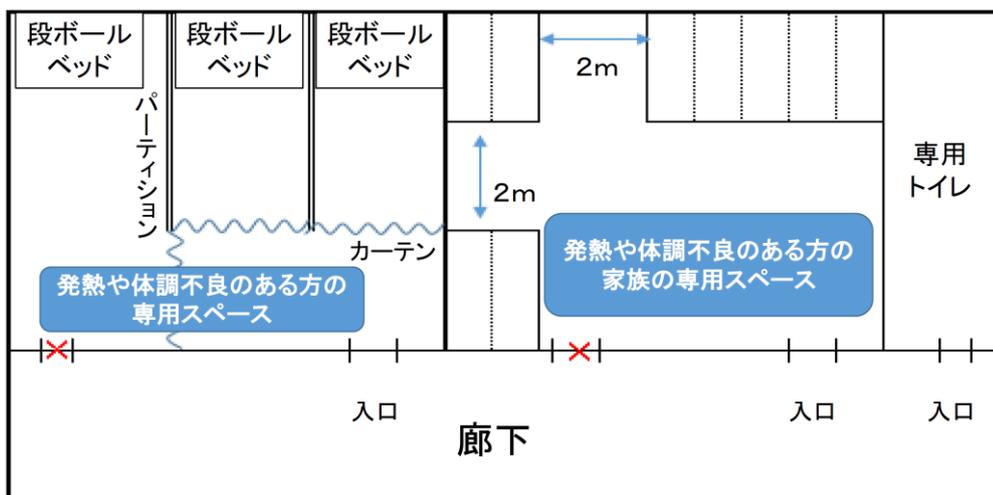


- (イ) 避難者が十分なスペースを確保できるようレイアウトを検討する。
- (ウ) 体調不良者の避難者スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

※居住スペース（体育館）の例 （滋賀県新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドラインより資料抜粋）



※専用スペース（教室等）の例 （滋賀県新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドラインより資料抜粋）



ウ. 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握

市は、想定避難者の数や避難所の状況に応じて、下記のとおり物資・資材等の準備状況及び必要数を把握する。

(ア) 物資・資材等の準備状況をリスト化するとともに必要数を把握する。

また、新型コロナウイルス感染症等に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備し、分散備蓄を図る。

(イ) 事前に準備しておくことが適当な物資・資材等

- ① 基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープなど
- ② 避難者等の健康管理用：非接触型体温計など
- ③ 避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋・ガウン・フェイスシールドなど



材

：自立式テント、パーテーション（間仕切り）、ビニールシート、仮設トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、エアベッド など

※小中学校の防災倉庫に初動対応用として感染症対策物品を一定量備蓄しています。

エ. 避難者の健康管理

市は、避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討する。

(ア) 医療関係者に対し、体調不良者の対応方法を事前に確認し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する。

(イ) 状況に応じ避難所等（車中泊、テント泊含む。）に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための体制を整備する。

(ウ) 避難者の健康状態を効率的に把握するため、「避難者健康チェックシート」を準備する。

(エ) 体調不良者が避難所へ避難する場合に備え、当該避難者に係る隔離方法や世話を行う職員等の防護体制のほか、その他避難者に係る対応方法等を検討する。

(オ) 避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット等のポスター等を事前に準備する。

避難者健康チェックシート

氏名（ふりがな）	年齢	携帯電話番号

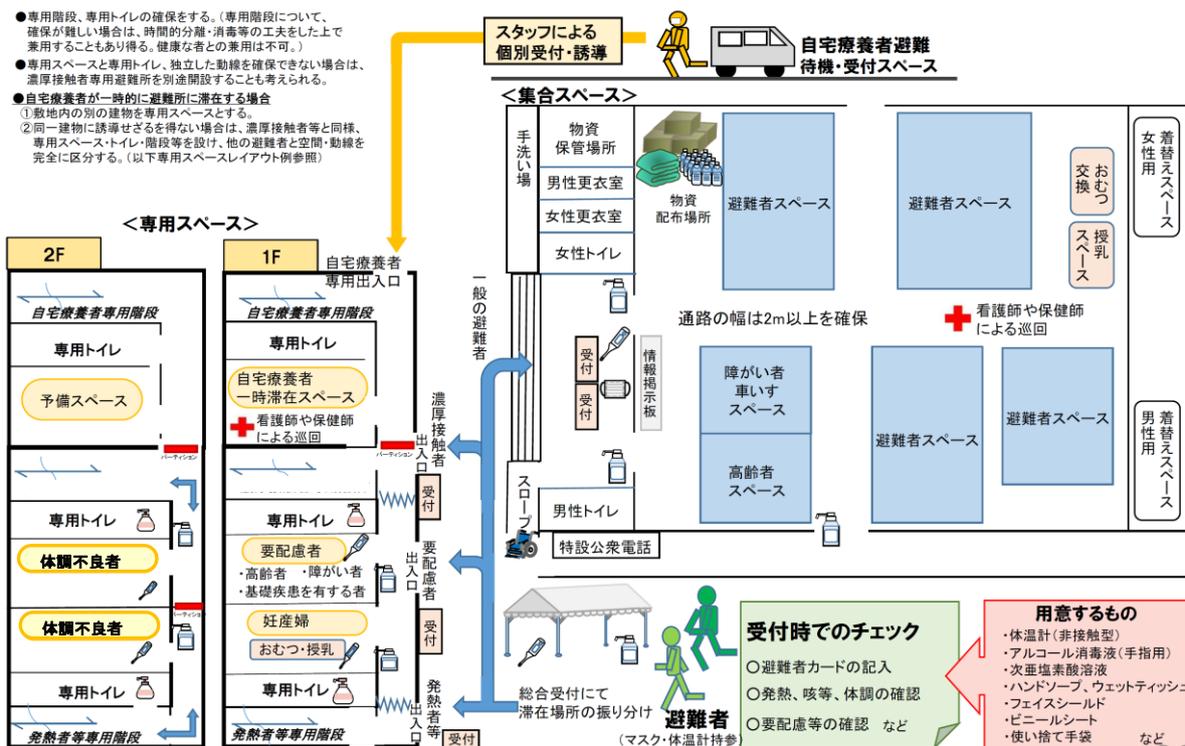
		観察日	観察日	観察日	観察日	観察日	観察日	
日付		/	/	/	/	/	/	
体温	朝	℃	朝	℃	朝	℃	朝	℃
	夜	℃	夜	℃	夜	℃	夜	℃
呼吸器 症状	咳	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	痰	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	呼吸困難	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	鼻汁・鼻詰り	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	のどの痛み	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
その他	嘔気・嘔吐	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	結膜充血	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	全身倦怠感	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	関節筋肉痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	下痢	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	意識障害	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	けいれん	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	食欲	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
味覚・聴覚障害	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有		
その他備考								

オ. 体調不良者のための専用スペースの確保

市は、体調不良者のための専用スペースの確保に努める。

- (ア) 体調不良者のために、専用のスペースを確保し、可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。
- (イ) 体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用等を検討する。
※ 専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレ等の確保を検討する。
- (ウ) 専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。
- (エ) 個室を確保できない場合、スペースを区切るための資材として、パーティション（間仕切り）、テント等を準備する。
- (オ) 各避難所に専用のスペースを確保できない場合は、体調不良者等専用の避難所（個室が確保しやすい施設）の設置及び移動の案内等について検討する。
- (カ) 体調不良者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

※避難所レイアウト（例）（滋賀県新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドラインより資料抜粋）



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

カ. 体調不良者等が重症化した場合の対応

体調不良者等の症状の急激な悪化や、生命に危険が生じている場合は速やかに救急搬送を行うため119番通報するものとする。また、発症者が滞在していた区域を特定し、衛生班や避難所担当員により、当該区域の消毒を実施する。（発症者が使用していたリネン等は廃棄（又は洗濯）する。）

キ. 住民への周知

市は、広報紙及びホームページ等を活用し、以下の点について広く住民に周知する。

(ア) 自宅の安全確保

自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること。

(イ) 指定避難所及び臨時避難所の所在地

自宅からの適切な避難所を確認すること。

(ウ) 避難所以外への避難の検討

- ① 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- ② 学校のグラウンド等におけるテント泊や車中泊を検討すること。
※ 換気等を十分行うよう注意する。
※ 災害によってはテント泊が適さない場合があることに注意する。
※ 車中泊はエコノミークラス症候群に注意する。
- ③ 安全が確保できるホテル・旅館等への避難を検討すること。

(エ) 必要な物資等の持参

市の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。

(オ) 自宅療養者の避難所への避難

保健所は自宅療養者の避難に備え、自宅療養者へ風水害時に避難所へ避難する場合、避難先へ連絡する旨を平時から案内する。

(カ) 体調不良者等の避難所への避難

避難時に発熱、咳等の症状がある者の場合、避難所到着時に速やかに受付や避難所職員等に申し出ること。

ク. 避難所運営を行う職員等の安全の確保

市は、避難所運営を行う職員等の安全の確保を図るため、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を事前に実施する。

(3) 災害時の対応

市は、避難所リーダー等と連携し、避難所開設時には感染防止対策等を実施する。

ア. 住民への周知

避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に次の事項を周知する。

上記（2）ク記載の住民への周知内容。

イ. 避難所における感染症対策

(ア) 基本的な感染対策を徹底する。

(イ) 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。

(ウ) アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。

(エ) 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。

※ 熱がこもりやすく、喉の渇きを感じにくくなることから水分摂取量が低下するため、夏場は熱中症に注意する。

(オ) 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

(カ) 避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保する。

※ 換気は常時換気又は定期的（1時間に2回程度）に行う。

※ 居住区では、世帯ごとにテント等で隔離を行う。テントや段ボールパーティションが無い場合には世帯間で2m程度の距離を確保することに留意する。

(キ) 食事時間をずらして密集・密接を避ける。又は、テント内で行う。

(ク) 段ボールベッドや布団の配置はテントやパーティション等により、飛沫感染を避ける。

(ケ) 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らない。

(コ) 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生、咳エチケット及び3密回避等と呼びかけるポスター等を掲示する。

ウ. 避難者の健康管理

(ア) 避難所では、避難者健康チェックシートを活用し、検温や体調の聞き取りを行うなど、健康状態の確認を行う。（体調不良者用受付による振り分けを実施する。）併せて、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う。（ボランティアスタッフ等も同様とする。）

(イ) 健康状態の確認の結果、発熱等がある者、感染症の疑いがある者、陽性者へは専用のスペースを案内する。

(ウ) 避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。

(エ) 車中泊、テント泊等の避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。

※車中泊はエコノミークラス症候群に注意する。

(オ) 高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、必要に応じて保健師等を派遣して健康状態の確認をする。（基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。）

エ. 体調不良者等の対応

(ア) 体調不良者等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。体育館等の大空間でやむを得ず同室にする場合は、パーテーション（間仕切り）、テント、段ボール等で区切るなど工夫する。

(イ) 体調不良者等の専用スペース等には、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための特別なスタッフを配置する。当該スタッフには手袋・ガウン等の防護具を着用させる。

(ウ) 体調不良者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

3 避難者向け資料【参考】

- 避難所内での基本的感染防止対策を徹底してください。

(1) 大規模な災害発生に備え

ア. 避難の検討

- ・ 親戚や友人の家等への避難の検討

避難生活が必要な場合は、避難所が過密状態になることを防ぐため可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討しましょう。

- ・ 自宅療養者等の避難の検討

新型コロナウイルス感染症等で自宅療養等を行っている場合、風水害時に避難を検討される時に避難先を調整する体制としています。日頃からハザードマップを確認し、風水害時に避難が必要なのかを平時に確認しましょう。

イ. 避難所での心構え

避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認し、体調が悪くなった時には、ためらわずに避難所職員へ申し出するようにしましょう。

(2) 避難所での感染を防ぐポイント

災害時には、感染症の感染拡大リスクが高まります。

特に避難所では、衛生状態を保つことが大切です。飛沫感染や空気感染による感染拡大のおそれがあるため、感染症に「自分がかからない」ように手洗いを、かかっても「他人にうつさない」ために咳エチケットなどを行いましょう。



◆手洗いで感染症予防

流水で手洗いができない場合にはアルコールを含んだ手指消毒液を使用しましょう。

指先から消毒するのがポイントです。

特に食事前や調理前、トイレ使用後には手洗いを実施しましょう。

◆咳エチケットで感染症予防

マスクがある場合には正しくマスクを着用しましょう。

咳エチケットとは咳やくしゃみは出たときに周りの人へ病気をうつさないためのマナーです。マスクがない場合には咳やくしゃみの際はティッシュ（無い場合には二の腕）で口と鼻をおおきましょう。

避難する場合持っていったほうが良いもの

- ウェットティッシュ
- 消毒液（アルコール、液体石鹸）
- マスク
- タオル、てぬぐい（マスクの代わりに）
- 体温計
- スリッパ
- 歯ブラシ
- 着替え
- お薬手帳
- 常備薬



大津市避難所運営マニュアル
新型コロナウイルス感染症等対応編

作成：令和 2年6月

改訂：令和 2年8月

令和 3年3月

令和 4年8月

令和 6年5月

大津市

(担当) 総務部 危機・防災対策課